

令和6年度 利府町児童クラブ入所案内

二次募集の受付期限は令和6年2月14日(水)までです。期間内に必ずお申込み願います。

児童クラブについて

1 児童クラブとは

児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業の終了後等に児童館や小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の保護及び健全な育成を図るための施設です。

2 対象となる児童

町内に住所を有し、小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間家庭に居ない児童で、かつ、集団保育が可能な児童です。

3 児童クラブの開設場所及び定員【令和5年11月1日現在】

名 称	開設場所	電話 (FAX)	定員
利府小児童クラブ	中央二丁目11番地2 (中央児童センター内)	未定	125名
葉山児童クラブ	葉山一丁目3番地1 (東部児童館)	022-767-8150 (022-767-8153)	80名
利府二小児童クラブ	神谷沢字後沢31番地1 (利府第二小学校敷地内及び校舎内)	022-255-0655 (FAX兼用)	110名
利府三小児童クラブ	森郷字後楽東1番地5 (利府第三小学校敷地内)	022-767-6543 (FAX兼用)	120名
しらかし台小児童クラブ	しらかし台一丁目9番地 (しらかし台小学校体育館内)	022-767-3758 (FAX兼用)	120名
青山小児童クラブ	青山三丁目45番地1 (青山小学校体育館内)	022-356-9458 (FAX兼用)	120名
菅谷台小児童クラブ	菅谷台三丁目16番地 (西部児童館)	022-781-9895 (FAX兼用)	115名
	菅谷台四丁目40番地 (菅谷台小学校体育館内)	070-1141-5557	

※利府小児童クラブは令和6年4月1日から中央児童センター(旧十符の里プラザ)に移転します。
電話番号等は決まり次第周知します。

4 開設時間及び休所日

【開設時間】

通常授業の場合

午後1時30分から午後7時まで

長期休業期間(振替休日など含む)

午前8時から午後7時まで

土曜日

午前9時から午後5時まで(別途申込が必要)

※開設時間よりも前後のお預かりはできませんので、送迎は開設時間内をお願いします。

※土曜日は勤務証明書等により、土曜日が勤務で保育ができない事を確認できる方が利用できます。

【休所日】

日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

5 児童クラブの運営事業者

利府町児童クラブは、多様なニーズに適応した運営、効率的かつ質の高いサービスを提供できるよう、民間の事業者により運営します。

6 入所基準

次の(1)及び(2)の基準を満たしていること。

(1)町内に住所を有し、小学校に就学している児童

(2)保護者又は保護者に準じる者が次のいずれかに該当する児童であつて、かつ、同居している親族などが児童の保育をできないと認められること。(同居していて**令和6年度中に19歳から64歳になる方全員**が保育できる状態にないこと。)

- 【1】家庭外労働 家庭の外で仕事をしているため保育ができない。(※1)(※2)
- 【2】家庭内労働 昼間、自営業、内職などの仕事のため保育ができない。(※1)(※2)
- 【3】妊娠・出産 母親が出産の前後にあり、保育ができない。(※3)
- 【4】疾病・障がい 病気、負傷、心身等に障がいがあり、保育ができない。
- 【5】病人の看護 同居家族に常に介護の必要があるため保育ができない。
- 【6】その他 その他の事情により保育ができない。(保護者の職業訓練学校就学等)

※1 ①児童が1～4年生の場合は**午後1時30分を超える時間まで勤務している方(通勤時間は除く)**が対象となります。ただし、新1年生の4月30日までの利用及び長期休業期間のみ利用の場合は、正午までの勤務時間でも該当することとします。

②5・6年生にあたる児童は、**午後3時を超える時間まで勤務している方(通勤時間は除く)**が対象となります。ただし、身体障害者手帳、療育手帳などの交付を受けている場合、または長期休業期間のみの利用の場合は上記①と同様になります。

※2 **求職活動中の方**については、原則、入所対象となりません。

※3 **出産予定日の前8週間、出産後8週間**が利用対象期間となります。出産後8週間が経過し、育児休暇を取得した場合は退所となります。申込時の利用希望期間より短くなる場合は、退所の手続きが必要です。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、入所を取り消すことがあります。

- ・入所児童が、保護者等による保育を受けることが可能なとき。
- ・申込書の記入内容が事実と異なることが判明したとき。
- ・入所児童が、児童クラブ内で集団の規律を乱すなど、他の利用児童の生活を阻害するとき。
- ・児童クラブの使用料に未納があるとき。
- ・その他、児童クラブの運営上、支障があるとき。

7 使用料

(1)児童1人につき**月額3,000円**となります。**※利用日数に応じての日割り計算は行いません。**

(2)児童クラブを全く利用しなかった場合も定額納付(3,000円)となります。(P4、6 留意事項の(4)参照)

(3)使用料は原則口座振替での支払いとなり、**毎月25日(土・日・祝日の場合は翌平日)**に当月分を引き落とします。

※口座の登録は入所決定後に案内します。

【参考】児童クラブでの生活

(1)通常開所

時間	行動
午後1時30分～	開所・児童登所 連絡帳の提出 手洗い・うがい・検温・消毒
	学習時間
午後3時	自由遊び
	室内遊びや外遊び
午後5時 午後5時以降	最終ひとり帰り時間※ お迎えによる降所
午後7時	閉所

(2)1日開所(土曜日・長期休業期間・振替休日等)

時間	行動
午前8時～ (土曜日は午前9時～)	開所・児童登所 連絡帳の提出 手洗い・うがい・検温・消毒
午前9時	朝の会 学習時間(30分～1時間)
午前10時	自由遊び・デイリープログラム
正午	昼食(お弁当)・お腹休め
午後3時	おやつ 自由遊び
午後5時 (土曜日は午後5時まで) 午後5時以降	最終ひとり帰り時間※ お迎えによる降所
午後7時	閉所

※長期休業期間中は、児童の生活リズムを崩さないため、**8時から8時30分までに登所**してください。

※下記の時間以降は、保護者の方のお迎えが必要になります。

3月～9月:午後5時(三小のみ午後4時30分)	10月～2月:午後4時30分(三小のみ午後4時)
-------------------------	--------------------------

入所申込について

4月1日から利用を希望される方は、**毎年申込みが必要**です。

※自動更新ではありません！

1 申込方法

申込方法は3種類ありますので、下記をご確認ください。

【1】令和6年4月1日から入所の通年利用希望者 ⇒ 「**2 二次募集について**」をご覧ください。

【2】令和6年5月1日以降の入所希望者 ⇒ 「**3 通常申込**」をご覧ください。(※)

【3】長期休業期間のみ入所希望者 ⇒ 「**4 長期休業期間のみ申込**」をご覧ください。(※)

※利府小、利府二小、利府三小児童クラブについては、既に定員を超えているため、**入所をお断りさせていただく場合があります**ので、ご了承願います。

2 二次募集について

下記の日程で4月1日入所の二次募集を受け付けます。申込期間を過ぎてからの受付は出来ませんので、ご注意ください。

1 申込期間及び申込場所

申込期間	受付時間	申込場所
令和6年2月1日(木)から同月14日(水)まで (土、日、祝日を除く)	午前8時30分から 午後5時15分まで	役場子ども支援課 (③番窓口)

2 対象児童クラブ

利府小児童クラブ	葉山児童クラブ	利府二小児童クラブ	利府三小児童クラブ
しらかし台小児童クラブ	青山小児童クラブ	菅谷台小児童クラブ	

※二次募集については保育所の『**就労証明書**』の代用は**不可**としますので、必ず利府町児童クラブの『**勤務証明書**』をご準備願います。(様式は町ホームページからもダウンロードが可能です)

3 通常申込(入所希望日 5/1~)

下記の日程で入所の申込を受け付けています。各締切日までにお申込みください。

※令和6年度から月途中の入所はありませんのでご注意ください。

【提出先】子ども支援課(役場庁舎1階③番窓口)

申込締切日	入所可能日	申込締切日	入所可能日	申込締切日	入所可能日
4月15日(月)	5月1日(水)	8月15日(木)	9月2日(月)	12月13日(金)	令和7年1月4日(土)
5月15日(水)	6月1日(土)	9月13日(金)	10月1日(火)	令和7年1月15日(水)	2月1日(土)
6月14日(金)	7月1日(月)	10月11日(金)	11月1日(金)	2月14日(金)	3月1日(土)
7月12日(金)	8月1日(木)	11月15日(金)	12月2日(月)		

※受付開始日は各入所可能日の前月1日(土・日・祝日の場合翌平日)からです。

※急な事情により児童クラブを利用する必要がある場合は、子ども支援課までご相談ください。

4 長期休業期間のみ申込(終業式・始業式含む)

下記の日程で入所の申込を受け付けています。各締切日までにお申込みください。

【提出先】子ども支援課(役場庁舎1階③番窓口)

長期休業(終業式・始業式含)	申込開始日	申込締切日
夏季休業	令和6年5月20日(月)	令和6年6月21日(金)
冬季休業	令和6年10月21日(月)	令和6年11月22日(金)
春季休業	令和7年1月20日(月)	令和7年2月21日(金)

※利用期間の延長は原則できません。再度通常申込により、お申込み願います。

※長期休業期間のみ利用の場合は、学年問わず正午までの勤務時間でも入所対象とします。

5 入所の手続及び決定

【提出書類】

別紙「**児童クラブ入所申込書記入方法**」を必ずご確認ください。

- (1)児童クラブ入所申込書
- (2)児童状況調査表(申込書裏面)
- (3)同意書
- (4)保育に欠ける状況を確認する書類(児童と同居していて令和6年度中に19歳から64歳になる方全員分)

入所基準	添付書類
入所基準【1】・【2】	勤務証明書(就労証明書)または自営申告書
入所基準【3】	母子健康手帳の写し
入所基準【4】・【5】	診断書、各種手帳の写し
入所基準【6】	在学証明書、授業の時間割等

<保育に欠ける状況を確認する書類の注意事項について>

※自営業の方は『自営申告書』を渡しますので、各窓口へお申し出願います。

※勤務証明書(就労証明書)の取得に時間を要する場合がありますので、お早めにご準備願います。

※保育所の申込で就労証明書を取得している場合は、写しを勤務証明書として代用可能ですが、児童クラブの入所基準に該当しているか確認するため、勤務の曜日・勤務時間について、確実に記入してください。

児童クラブの入所基準に該当しているか確認できない場合、再提出となる場合がありますのでご注意ください。

※きょうだいで申込み場合は、1名分に原本を添付し、その外のきょうだいの分は写しを添付してください。

※勤務証明書(就労証明書)の勤務状況の記入欄は**必ず勤務先の担当者が記入**してください。**(保護者の自筆不可)**

※(1)~(4)の様式は利府町のホームページからダウンロードできます。(入所基準【3】~【6】は除く)

※写しのご準備は各自でお願いします。

以下は、該当する場合に提出願います。**※継続入所の場合も提出が必要です。**

- ① 児童に障がい等がある場合:各種手帳の写し(身体障がい者手帳、療育手帳、診断書の写し等※)
- ② 利府町に転入見込みの場合:転入先が明確にわかる書類(土地売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等)
※診断書は1年以内に取得したものが有効になります。

【入所の可否】

- (1)入所申込が定員を超えた場合は、児童クラブの定員に応じて、低学年の児童など優先度の高い方から、入所決定するため、入所をお待ちいただくことがあります。
- (2)一斉申込により申込をした方については、**令和6年2月中旬頃に入所の可否を文書で通知**します。
- (3)通常申込・長期休業期間のみ申込をした方については、各申込締切日から1週間程度で入所の可否を文書で通知します。

6 留意事項

- (1)申込書等の提出書類は、鉛筆、消えるボールペン等の筆記用具は使用しないでください。
- (2)提出書類は**添付書類含め全てそろった状態で受付となります**。期限に余裕を持ってご提出ください。
- (3)申込書提出後に申込みを取り下げる場合、または、入所決定後に入所を辞退する場合は、子ども支援課(役場庁舎1階③番窓口)までお越しください。(持ち物不要)
- (4)児童クラブを年度途中で退所する場合は、**退所日(毎月末日)の10日前までに**子ども支援課(役場庁舎1階③番窓口)までお越しください。(持ち物不要)**児童クラブの適正な管理運営のため、利用の見込みがなくなった場合は、必ず退所手続きを行ってください。**
- (5)転校などの特別な理由により、4月1日からの利用を希望される場合は、子ども支援課までご相談ください。

7 入所決定後の流れ

- (1)一斉申込をした方については、令和6年3月に開催予定の保護者説明会にて、詳しい利用方法や、準備物等についてご説明します。※感染症の状況により開催方法を変更する場合があります。
- (2)通常申込または長期休業期間のみ申込をした方については、入所決定後に入所する児童クラブにて説明を受けていただきます。説明の日程等については、入所決定通知と併せてご案内を送付します。

◆ご不明な点は、下記までお問合せください。◆

利府町保健福祉部 子ども支援課 子ども企画係

TEL : 022-767-2193 FAX : 022-767-2102 メールアドレス : kodomo-kikaku@rifu-cho.com